



各 位

平成 18 年 5 月 19 日

会 社 名：サンスター株式会社
代表者名：代表執行役会長 金田博夫
(コード番号：4913 大証第一部)
問合せ先：執行役(財務担当)北谷孝一
TEL (072) 682-4645

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、6 月 26 日開催予定の定時株主総会に下記のとおり定款の変更について、付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 会社法の施行に伴い、当社は委員会設置会社から監査役会設置会社へと移行するため、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) (以下「会社法等」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことにより、当社現行定款につき次のとおり変更を行うものです。

単元未満株式について行使することのできる権利を定めた規定を新設するものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供を可能とするために規定を新設するものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会の書面決議を可能とする規定を新設するものであります。

社外取締役同様、社外監査役との間でも責任限定契約の締結を可能とする規定を新設するものであります。

剰余金の配当、自己株式の取得を取締役会決議により可能とする規定を新設するものであります。

上記の他、必要な規定の加除、表現の変更、字句の修正、条文の整備等を行うものであります。

- (3) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、電子公告制度を採用するため、所要の変更を行うものです。
- (4) 取締役同様、監査役の責任を取締役会決議により減免できる旨の規定を新設するものであります。
- (5) 「薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律」(平成 14 年法律第 96 号)の一部が施行され医療用具の名称が医療機器に変更されたことに伴い、表現の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする</p> <p>1. 次の各製品、原料および副産物の製造、加工、販売ならびに輸出入</p> <p>(2) 歯磨、化粧品類、医療用具、鞆類およびその関連用具類</p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <省略></p> <p>2. <省略></p> <p>3. <省略></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする</p> <p>1. 次の各製品、原料および副産物の製造、加工、販売ならびに輸出入</p> <p>(2) 歯磨、化粧品類、医療機器、鞆類およびその関連用具類</p> <p>(3) <現行どおり></p> <p>(4) <現行どおり></p> <p>(5) <現行どおり></p> <p>(6) <現行どおり></p> <p>2. <現行どおり></p> <p>3. <現行どおり></p>
<p>(委員会等設置会社に関する特例)</p> <p>第3条 当社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「商法特例法」という)『第2章 大会社等に関する特例 第4節 委員会等設置会社に関する特例』に規定する特例の適用を受けるものとする</p>	<p><削除></p>
<p>第4条 <省略></p>	<p>第3条 <現行どおり></p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する日本経済新聞に掲載して行う</u></p>
<p><新設></p>	<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く</u></p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p>
<p>(発行する株式の総数等)</p> <p>第6条 当社の発行する株式の総数は2億3,500万株とする。<u>ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は2億3,500万株とする</p>
<p><新設></p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する<u>前項の規定に関わらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない</u></p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる</u></p>

現行定款	変更案
<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする</p> <p>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)の数を表示した株券については、株式取扱規則に定める場合を除き発行しない</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 .会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 .会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3 .株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付および単元未満株式の買取りその他株式に関する取り扱い等については、取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役の定める株式取扱規則による</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取りその他株式に関する取り扱い等については、取締役会の定める株式取扱規則による</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>— 当社の株主名簿、実質株主名簿(以下株主名簿等という。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付および単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く</p> <p>— 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める</p> <p>— 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿等に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする</p> <p>— 前項のほか必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日における最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする</p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>
<p>第12条 < 省 略 ></p>	<p>第13条 < 現行どおり ></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする</p>
<p>第13条 <省略></p>	<p>第15条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる</p>
<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主またはその法定代理人が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当社の議決権を行使できる株主に限る。株主または代理人は当社に代理権を証する書面を提出しなければならない</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当社の議決権を行使できる株主1名に限る。株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない</p>
<p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う</p> <p>商法第343条に定める決議および商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う</p>	<p>(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う</p>
<p>(議事録) 第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役および執行役が署名もしくは記名捺印し、または電子署名を行う</p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役、取締役会および委員会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第17条 <省略></p>	<p>第19条 <現行どおり></p>
<p>(選任) 第18条 取締役の選任決議には、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する</p> <p style="text-align: center;"><省略></p>	<p>(選任) 第20条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p>
<p>(任期) 第19条 取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする</p> <p style="text-align: center;"><省略></p>	<p>(任期) 第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会) 第 20 条 <u>取締役会は取締役をもって組織し、特に法令または定款の定める事項のほか、当会社の重要な業務を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>(取締役会の招集および議長) 第 21 条 < 省 略 > < 省 略 > < 省 略 > 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる 取締役会は取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる</p>	<p>(取締役会の招集および議長) 第 23 条 < 現行どおり > < 現行どおり > < 現行どおり > 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる 取締役会は取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる</p>
<p>(取締役会の決議) 第 22 条 <u>取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数でこれを行う</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第 24 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす</u></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(報酬等) 第 25 条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める</u></p>
<p>(議事録) 第 23 条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、出席した取締役が署名もしくは記名捺印し、または電子署名を行う</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>(取締役の責任免除) 第 24 条 <u>当社は、商法特例法第 21 条の 17 第 4 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる</u> <u>当社は、商法特例法第 21 条の 17 第 5 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第 26 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする</u></p>
<p>(委員会) 第 25 条 <u>当社は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおく</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>(各委員会の組織) 第 26 条 <u>各委員会は取締役 3 名以上で組織し、その過半数は社外取締役でなければならない</u> <u>各委員会を組織する取締役は、取締役会の決議により定める</u></p>	<p>< 削 除 ></p>

現行定款	変更案
第5章 執行役	< 削除 >
(選任) 第27条 執行役は取締役会の決議をもって選任する	< 削除 >
(任期) 第28条 執行役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会が終結した後最初に開催される取締役会終結の時までとする 他の執行役の在任中に新たに就任した執行役の任期は、他の現任執行役の在任期間とする	< 削除 >
(代表執行役) 第29条 取締役会の決議をもって代表執行役を定める	< 削除 >
(執行役の責任免除) 第30条 当社は、商法特例法第21条の17第6項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項の行為に関する執行役(執行役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる	< 削除 >
< 新設 >	第5章 監査役および監査役会
< 新設 >	(員数) 第27条 当社の監査役は3名以上とする
< 新設 >	(選任方法) 第28条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う
< 新設 >	(任期) 第29条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする
< 新設 >	(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する
< 新設 >	(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる 監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる
< 新設 >	(報酬等) 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(監査役の責任免除) <u>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする</u></p>
<p>(営業年度および決算期) <u>第31条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度末日を決算期とする</u></p>	<p>(事業年度) <u>第34条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする</u></p>
<p>(利益配当金) <u>第32条 利益配当金は毎決算期の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う</u></p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める</u></p>
<p>(中間配当) <u>第33条 当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる</u></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする</u> <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする</u> <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる</u></p>
<p>(配当金の除斥期間) <u>第34条 利益配当金または前条の中間配当金が支払確定の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする</u> <u>未払の利益配当金および中間配当金に対しては利息をつけない</u></p>	<p>(配当金の除斥期間) <u>第37条 配当財産が金銭配当である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする</u> <u>未払の配当金に対しては利息をつけない</u></p>